

平成16年 9月17日

医療機関 各位

門別町長 郡 司 啓

重度心身障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度及び乳幼児医療費助成制度の改正について

このことについて、北海道医療給付事業の改正に伴い、門別町の医療費助成制度につきましては、10月から次のとおり改正され、北海道医療給付事業と同じ内容となりましたのでお知らせします。

なお、医療費助成制度の改正により請求書の内容が変更となりましたので、10月診療分からは別添の請求書を御使用ください。

記

1 改正内容

- (1) 初診時一部負担金は自己負担となりました。
- (2) 母子家庭等の母の通院及び調剤に対する助成は廃止しました。

2 改正後の制度の施行日

平成16年10月1日

保健福祉課保険医療係：片平
TEL 01456-2-6183 (直通)

重度心身障害者医療、母子家庭等医療及び乳幼児医療制度の改正について

【現 行】

【改正内容】

重度心身障害者医療

【対象者】
 ・ 重度身体障害者
 ・ 身障1～2級、内部障害3級
 ・ 重度知的障害者
 ・ 知能指数おおむね35以下
 ・ 身障3級（内部障害を除く）
 ・ の場合はおおむね50以下

【所得制限】
 ・ 特別障害者手当（扶）準拠

【自己負担】
 なし



【対象者】
 現行どおり

【所得制限】
 現行どおり

【自己負担】
 ・ 3歳未満児及び市町村民税非課税世帯は初診時一部負担金
 医科 580円
 歯科 510円
 柔整 270円
 ・ 上記以外は1割負担
 月額上限 12,000円
 入院 40,200円

ひとり親家庭等医療

【対象者】
 ・ 母子家庭等の母（歯科は除く）
 ・ 扶養されている児童

【所得制限】
 ・ 児童扶養手当（扶）準拠

【自己負担】
 なし



【対象者】
 ・ 母子家庭等の母（入院のみ）
 ・ 父子家庭等の父（入院のみ）
 ・ 扶養されている児童

【所得制限】
 現行どおり

【自己負担】
 ・ 3歳未満児及び市町村民税非課税世帯は初診時一部負担金
 医科 580円
 歯科 510円
 柔整 270円
 ・ 上記以外は1割負担
 月額上限 12,000円
 入院 40,200円

乳幼児医療

【対象者】
 ・ 6歳未満の児童
 入院 6歳未満
 通院 4歳未満

【所得制限】
 ・ 児童手当特例給付準拠


【自己負担】
 なし



【対象者】
 ・ 入院、通院とも就学前までに拡大

【所得制限】
 現行どおり


【自己負担】
 ・ 3歳未満児及び市町村民税非課税世帯は初診時一部負担金
 医科 580円
 歯科 510円
 柔整 270円
 ・ 上記以外は1割負担
 月額上限 12,000円
 入院 40,200円

記号		1925		番号	
		住所			
受給者	氏名				
	生年月日				
有効期間					
発行機関名及び印		北海道沙流郡門別町			
交付年月日					

重度心身障害者医療費受給者証の区分について

- 老初 (初診時一部負担金) ~ 市町村民税非課税世帯の障老の方
- 老課 (一部負担) ~ 老初 以外の課税世帯の障老の方
(老健の1割の方は受給者証は交付しません)
- 障初 (初診時一部負担金) ~ 3歳未満児及び市町村民税非課税世帯の重度の方
- 障課 (一部負担) ~ 障初 以外の課税世帯の重度の方

※課税世帯で3歳になるお子さんにつきまして、障課として有効期間に「〇月末までは初診時一部負担金」と記入してありますので取扱には注意して下さい。


記号		1925		番号	
		住所			
受給者	氏名				
	生年月日				
有効期間					
発行機関名及び印		北海道沙流郡門別町 			
交付年月日					

ひとり親家庭等医療費受給者証の区分について

○**親初** (初診時一部負担金) ~ 3歳未満児及び市町村民税非課税世帯の方

○**親課** (一部負担) ~ ○**親初** 以外の課税世帯の方

※課税世帯で3歳になるお子さんにつきまして、○**親課**として有効期間に「〇月末までは初診時一部負担金」と記入してありますので取扱には注意して下さい。

記号		北-192		番号	
		乳		住所地	
幼		氏名			
児		生年月日			
有効期間					
発行機関 名及び印		北海道沙流郡門別町			
交付年月日					

乳幼児医療受給者証の区分について

乳初 (初診時一部負担金) ~ 3歳未満児及び市町村民税非課税世帯の乳幼児

乳課 (一部負担) ~ 乳初 以外の課税世帯の乳幼児

※課税世帯で3歳になるお子さんにつきまして、乳課として有効期間に「〇月末までは初診時一部負担金」と記入してありますので取扱には注意して下さい。

乳幼児医療費請求書の記入について

- 1 請求明細書の一部負担金の欄には、一部負担金を徴収したときは課を初診時一部負担金を徴収したときは初に〇をつけ、その徴収した金額を記入して下さい。
- 2 請求金額の欄は、一部負担金又は初診時一部負担金を引いた金額を記入して下さい。
- 3 記入する際には、**乳課**と**乳初**に分けて下さい。